平成２２年（フ）第９３８７号
大阪府東大阪市加納７丁目23番４―103号
債務者　小山　美世（旧姓宮塚）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０９号
大阪府寝屋川市萱島信和町10番６号
債務者　三井　貴之
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９６号
大阪市旭区新森７丁目９番33号　１Ｆ
債務者　建本　昌史
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９８号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の631
債務者　浅井つねみ
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７号
大阪府寝屋川市上神田１丁目49番９号
債務者　森本　髙夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１号
大阪市浪速区恵美須西３丁目16番８号　新10階大隅アパート807号
債務者　宇佐美勝美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９号
大阪府門真市幸福町24番７号
債務者　辰島　廣實
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９号
大阪市淀川区十三東１丁目９番５号　マンション辻本302号
債務者　米津　優季
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０号
大阪市淀川区十三東１丁目９番５号　マンション辻本302号
債務者　米津　三鈴
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番３―109号
債務者　池田　貴之
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８号
大阪府八尾市南木の本７丁目49番地
債務者　宮武　直子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１号
大阪府茨木市戸伏町１番22号
債務者　石岡　唯彰
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０号
大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
債務者　馬場　雅子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４号
山口県周南市大字富田2638番地の１　ハイムフルイチ101号、申立時住所山口県周南市大字夜市3065番地の９
債務者　中村　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２１５号
山口県周南市大字富田2638番地の１　ハイムフルイチ101号、申立時住所山口県周南市大字夜市3065番地の９
債務者　中村　秋子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２８号
山口県周南市江の宮町８番12号
債務者　篠原　知己
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３２号
山口県下松市東陽２丁目20番９号
債務者　中村　麻美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３８号
山口県周南市大字鹿野中182番地の２
債務者　能美　諒輔
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部